

## 入札公告

三原市が発注する次の工事について、条件付一般競争入札を実施しますので、三原市契約規則（平成17年規則第63号）第9条の規定により公告します。

なお、本件は三原市建設工事条件付一般競争入札実施要綱に基づき執行します。

また、広島県内の地方公共団体等が共同で運営する電子入札等システム（以下「電子入札システム」という。）を利用して開札までの手続きを行う電子入札案件であり、事務取扱は、三原市電子入札実施要領の適用があります。

令和4年5月11日

三原市長 岡田 吉弘

1 工 事 名	本郷中学校長寿命化改修工事（建築主体工事）	
2 工 事 場 所	三原市下北方二丁目	
3 建設工事の種類	建築一式工事	
4 工 事 概 要	本郷中学校校舎、屋内運動場の長寿命化改修工事 防水改修工事 外壁改修工事 建具改修工事 内装改修工事	
5 工 事 期 間	契約日の翌日から令和5年3月15日	
6 予 定 価 格	179,856,000円（消費税及び地方消費税相当額を除く。）	
7 入札参加資格要件		
①対象工事に係る業種について、建設業の許可を受けた営業所等の所在地	三原市内に本店を有する者	
②令和3・4年度三原市建設工事入札参加資格者として認定されている業種	建築一式工事	
③令和3・4年度三原市建設工事入札参加資格者として認定されている格付	A	
④施工実績	別紙の（1）に記載のとおり	
⑤建設業の許可別	特定建設業の許可を受けている者	
⑥技術者	1級建築士又は1級建築施工管理技士を 監理技術者として専任で配置できる者	入札参加希望者と直接的かつ恒常的な 雇用関係にある者
⑦その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>・この工事には、最低制限価格を設定しています。</li> <li>・入札時に工事費内訳書の提出が必要です。</li> <li>・専任技術者証明書（建設業許可申請時・変更時含む。）の写しを提出してください。</li> <li>・現場代理人についても、社会保険証等の写しを提出してください。</li> </ul>	
8 提 出 書 類	条件付一般競争入札参加希望兼誓約書（様式第2号）および施工実績調書（様式第3号）を電子入札システムにより提出してください。	
9 契 約 保 証 金	必要とします。（別紙の（2）に記載のとおり）	
10開札までの日程	①入札参加希望書 受 付 期 間	令和4年5月11日（水）から令和4年5月25日（水）までの それぞれ午前9時から午後5時まで（ただし、土・日曜日、祝日を除く。）
	②資格確認結果通知	令和4年5月26日（木）以降
	③質問書提出期限	令和4年5月25日（水）午後5時（メール送信後0848-67-6093に直ちに電話すること）
	④質問書提出先	財務部契約課（E-mail keiyaku@city.mihara.hiroshima.jp）
	⑤質問に対する回答 期 限 及 び 方 法	令和4年6月1日（水）三原市ホームページに掲載 回答準備ができたものから順次回答する。
	⑥入札書受付期間	令和4年6月2日（木）及び令和4年6月3日（金） 1日目は午前9時から午後5時、2日目は午前9時から午後4時
	⑦開 札 日 時	令和4年6月6日（月）午前9時00分
	⑧開 札 場 所	三原市役所本庁舎5階 会議室503
11設 計 図 書 等	①閲 覧 期 間	令和4年5月11日（水）から令和4年6月3日（金）まで
	②閲 覧 場 所	三原市ホームページに掲載
12注 意 事 項	<ul style="list-style-type: none"> <li>・三原市建設工事条件付一般競争入札公告の基本事項及び三原市電子入札実施要領を確認のうえ、三原市が定める入札条件・入札心得に従って下さい。</li> <li>・落札者は、対象工事に必要な技術者としての資格を有する者を配置し、現場代理人及び主任技術者届を提出してください。現場代理人及び技術者は直接的かつ恒常的な雇用関係にある者に限ります。技術者を配置することができない場合は、落札決定を取消すこととなります。</li> </ul>	

別紙

本郷中学校長寿命化改修工事（建築主体工事）について

（１）「７ 入札参加資格要件」について、次のとおり資格要件を求めます。

「④施工実績」について

平成 19 年 5 月 11 日から令和 4 年 5 月 10 日までに、元請又は共同企業体の代表者として、鉄筋コンクリート造または鉄骨鉄筋コンクリート造の建築物に係る、請負金額 1 億円以上の建築一式工事を完成、引渡した実績を有すること。

（入札参加希望時にコリンズの登録証明書や実績を証明できる書類の写しを添付すること）

（２）契約保証金について

この契約について三原市議会の議決が得られる日までに、契約保証金として請負代金額の 10 分の 1 以上を納付することとします。

ただし、有価証券等の提供又は金融機関若しくは保証事業会社の保証をもって、契約保証金の納付に代えることができます。また、公共工事履行保証証券による保証を付し又は履行保証保険契約の締結を行った場合は、契約保証金を免除します。なお、金融機関の保証を選択する場合は、保証債務履行請求期限を保証期間経過後 6 か月以上確保することとします。

（３）仮契約の締結について

仮契約締結期間は、三原市が落札決定通知をした日から 5 日以内とします。

（４）その他

この工事請負契約は、三原市議会の議決を要するものです。

問い合わせ先

〒723-8601 三原市港町三丁目 5 番 1 号

三原市契約課契約係

（電話 0848-67-6093）

（FAX 0848-67-6450）